

掛川市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果を公表する。

令和3年11月25日

掛川市監査委員 山 下 一 夫

掛川市監査委員 山 本 行 男

令和3年度

財政援助団体等監査  
結果報告書

掛川市監査委員

## 目 次

1	監査の種類 -----	1
2	監査の対象 -----	1
3	監査の範囲 -----	1
4	監査の期間 -----	1
5	監査の方法 -----	1
6	監査の結果 -----	1
7	意見 -----	2
8	施設の概要 -----	3
	(1) 二の丸美術館 -----	3
	(2) ステンドグラス美術館 -----	3

# 令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

## 2 監査の対象

団体名	公益財団法人 掛川市文化財団
施設名	掛川市二の丸美術館・掛川市ステンドグラス美術館
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
所管課	協働環境部 文化・スポーツ振興課

## 3 監査の範囲

令和2年度における公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

## 4 監査の期間

令和3年9月7日から同年11月25日まで

## 5 監査の方法

指定管理者が管理する公の施設の管理運営に係る出納その他の事務が、条例、規則、協定書等に沿って適正に執行されているかに主眼を置き、協定書その他関係書類の検査を行い、所管課及び指定管理者の職員から説明を聴取するとともに、対象施設の現地確認を行った。

## 6 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務の一部において、次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、所管課は、指定管理者に対する指導を含め、早期に適切な措置を講じられたい。また、監査の際に認められた軽微な事務処理誤り等については、その都度所管課に対して指導した。

### 【指摘事項】

文化振興事業部の小口現金受払簿を確認したところ、令和3年1月8日の欄に美術館から返金されたつり銭15万円の記載が認められた。公益財団法人掛川市文化財団に説明を求めたところ、当該つり銭のうち、5万円は令和2年12月3日に文化振興事業部が二の丸美術館に貸与し、10万円は同月15日に同部がステンドグラス美術館に貸与したものであり、いずれも令和3年1月8日に返金されたという回答であった。そこで、当該受払簿を再度確認したところ、つり銭を両美術館に貸与す

るために補充した現金15万円と、両美術館に貸与したつり銭の記載は認められなかった。また、両美術館の小口現金受払簿にも、当該つり銭の記載は認められなかった。

公益財団法人掛川市文化財団小口現金取扱規程（以下「小口現金規程」という。）によれば、つり銭は、年度初めに総務部（現文化振興事業部）から両美術館に貸与され、年度末に総務部に返金することとされている（第8条）。また、つり銭の不足等によりつり銭を補充する必要がある際は、小口現金請求書により常務理事に請求するとともに（第4条）、つり銭の出納を小口現金受払簿に記録し、常に残高と現金の確認をすることとされている（第3条）。

つり銭の保管及び残高確認は適正に行われており、決算への影響も認められないが、会計処理の省略は、つり銭紛失等の事態を招きかねない。今後は、小口現金規程に準拠した会計処理を徹底されたい。

## 7 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、次のとおり意見を提出する。

名称を公益財団法人掛川市文化財団に変更し、事業内容を文化芸術の振興や美術館の管理運営等に特化して新たなスタートを切った。

令和2年度からは、二の丸美術館とステンドグラス美術館の指定管理者として、両美術館の一体的な管理運営を担い、効率的な施設運営に努めていたが、新型コロナウイルス感染症のまん延により、一時的に休館を余儀なくされ、予定していた企画展や講座等の多くも中止せざるを得ない状況となった。

このような厳しい状況の下、業務要求水準の一部について達成には至らなかったが、地域資源を活かした企画展の開催や展示作品のプロモーション映像のWeb配信、学校と連携した体験講座など、積極的かつ特色のある美術館運営を行い、市民に広く芸術作品に触れる機会を提供した。また、令和2年度からは、本市から市民芸術祭の委託も受け、Web配信等を通じて市民に創作活動の場を提供するなど、市民文化の向上に寄与した。これらの成果は、ひとえに理事長を初めとする職員全員による熱意や努力、創意工夫の賜物であり、高く評価したい。今後は、SNSの有効活用等により、美術館やイベント等の情報発信に努めるとともに、市内外の文化施設とのさらなる連携を図り、利用者の増加に繋げていきたい。

最後になるが、文化芸術は、人の心に潤いや安らぎを与え、市民生活を豊かにする。現在、コロナ禍の影響で、地域社会は依然として厳しい状況にあるが、このような時こそ文化芸術が必要とされ、市民文化の意義は高まる。財団初となった理事長の民間登用を機に、経営基盤の強化と自主財源の確保に努められ、本市における文化振興の主役としての使命を果たされることを強く期待する。

## 8 施設の概要

### (1) 掛川市二の丸美術館

名称	掛川市二の丸美術館	
指定管理期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）	
指定管理料	令和2年度	57,400,000 円 利用料金制の採用：有
施設の収支状況	収 入	60,063,816 円
	支 出	60,063,816 円
	収支差額	0 円
利用実績 (令和2年度)	区 分	利 用 者 数
	有料	9,646人
	無料	2,530人
	子ども	2,501人
	減免	1,103人
	招待	638人
	合 計	16,418人

### (2) 掛川市ステンドグラス美術館

名称	掛川市ステンドグラス美術館	
指定管理期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）	
指定管理料	令和2年度	20,650,000 円 利用料金制の採用：有
施設の収支状況	収 入	25,924,397 円
	支 出	25,924,397 円
	収支差額	0 円
利用実績 (令和2年度)	区 分	利 用 者 数
	有料	9,857人
	無料	0人
	子ども	2,681人
	減免	938人
	招待	30人
	合 計	13,506人